

森林施業プランナー育成研修について

1 森林施業プランナーとは

森林施業プランナー（以下、プランナーという。）は、森林施業プランナー協会が認定する民間資格です。

プランナーは、間伐推進のための提案型集約化施業の業務を行う者として登場しました。現在では求められるプランナーの業務が広がり、作業団地単位ごとに森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成し森林所有者へ提示して施業を受託するほか、市町村森林整備計画に基づいた森林経営計画を作成します。

また、森林施業の収益を確保するため、現場技術者への作業内容の指示から実行管理までを行うことも想定されています。

プランナーは森林所有者に代わって地域の森林を管理し収益を上げるという役割を担っています。

2 森林施業プランナー認定試験

プランナーの認定を受けるためには、森林施業プランナー協会が実施する一次・二次試験に合格し協会に認定請求する必要があります。

○一次試験（R7：6月22日）

- ・筆記式、120分、100点満点中70点で合格
- ・試験問題はほとんど「森林施業プランナーテキスト令和7年度版」（森林施業プランナー協会発行）から出題
- ・令和7年度より森林施業プランナー認定試験一次試験はCBT*方式で実施されています。CBT方式では、試験会場を全国350カ所から受験生が選択して受験することになります。

*CBTとは、コンピューターを利用して行う試験の方式です。受験者が試験会場へ行き、設置されているコンピューターを使用して受験します。

CBTは「Computer Based Testing」の頭文字をとった表現です。

○二次試験（R7：11月17日～28日）

- ・書類審査及びオンライン面接（15分程度）集約化実績が1か所以上必要

3 森林施業プランナー育成研修

本研修は、提案型集約化施業の中心となる森林施業プランナーの育成を目的としています。研修を修了することで、森林施業プランナーの役割についての理解が深まりモチベーションの向上が期待できます。

○対象者…県内の林業事業体でプランナーの認定を目指すもの

○受講料…無料（認定事業体等は助成金有）

○募集数…10人程度

○研修日程…2日×3回（8月～10月に1回ずつ実施予定）

○研修内容…提案型集約化施業、目標林型と間伐、路網計画、森林施業提案書の作成、コスト分析、工程管理、労働安全等

4 森林施業プランナーの認定者数（令和6年度末）

新潟県：66人（21森組49人、13会社14人、3その他3人：R6合格者3名）

*全国：2,929人